

2005年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
85.44	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたもの)を含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。) (省 略) - その他の電気導体(使用電圧が80ボルト以下のものに限る。) - - 接続子を取り付けてあるもの - - - 通信用ケーブル (削 徐) (削 徐) (省 略)			85.44	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたもの)を含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。) (省 略) - その他の電気導体(使用電圧が80ボルト以下のものに限る。) - - 接続子を取り付けてあるもの - - - 通信用ケーブル - - - - 導体が銅のもの - - - - その他のもの (省 略)				
8544.41	<u>100</u>	<u>K G</u>	<u>110</u>	8544.41	<u>- - - - その他のもの</u>	<u>K G</u>			
8544.49	<u>100</u>	<u>K G</u>	<u>190</u>	8544.49	(省 略) - - その他のもの - - - 通信用ケーブル	<u>K G</u>			

2005年 輸出統計品目表改正

		(削 徐)			<u>110</u>	- - - - 導体が銅のもの		<u>KG</u>	
		(削 徐)			<u>190</u>	- - - - その他のもの		<u>KG</u>	
		(省 略)				(省 略)			
		- その他の電気導体(使用電圧が80 ボルトを超えるものに限る。)				- その他の電気導体(使用電圧が80 ボルトを超えるものに限る。)			
8544.51	<u>100</u>	- 接続子を取り付けてあるもの		<u>KG</u>		- - 接続子を取り付けてあるもの			
		<u>-----電力用ケーブル</u>				<u>-----電力用ケーブル</u>		<u>KG</u>	
		(削 徐)			<u>110</u>	<u>-----導体が銅のもの</u>		<u>KG</u>	
		(削 徐)			<u>190</u>	<u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>	
		(省 略)				(省 略)			
8544.59	<u>100</u>	- - その他のもの		<u>KG</u>	<u>8544.59</u>	- - その他のもの			
		<u>-----電力用ケーブル</u>				<u>-----電力用ケーブル</u>		<u>KG</u>	
		(削 徐)			<u>110</u>	<u>-----導体が銅のもの</u>		<u>KG</u>	
		(削 徐)			<u>190</u>	<u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>	
		(省 略)				(省 略)			
8544.60		- その他の電気導体(使用電圧が1,000 ボルトを超えるものに限る。)			<u>8544.60</u>	- その他の電気導体(使用電圧が1,000 ボルトを超えるものに限る。)			
	<u>100</u>	<u>-----電力用ケーブル</u>		<u>KG</u>		<u>-----電力用ケーブル</u>		<u>KG</u>	
		(削 徐)			<u>110</u>	<u>-----導体が銅のもの</u>		<u>KG</u>	
		(削 徐)			<u>190</u>	<u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>	
		(省 略)				(省 略)			

2005年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
87.01 <u>8701.10</u>	<u>000</u>	トラクター(第87.09項のトラクターを除く。) -走行操縦式トラクター (削徐) (削徐) (省略)	NO	KG	87.01 <u>8701.10</u>	トラクター(第87.09項のトラクターを除く。) -走行操縦式トラクター --農業用のもの --その他のもの (省略)	NO	KG	

2005 年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
88.03		部分品(第 88.01 項又は第 88.02 項の物品のものに限る。) - プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品 (削 徐) (削 徐) (省 略)		KG	88.03 8803.10 100 900	部分品(第 88.01 項又は第 88.02 項の物品のものに限る。) - プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品 - - ヘリコプター用の回転翼(ブレードを含む。) - - その他のもの (省 略)			
	8803.10	000					KG	KG	

2005年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
90.03 9003.19	000	眼鏡のフレーム及びその部分品 - フレーム (省略) - - その他の材料製のもの (削徐) (削徐) (省略)	NO	90.03 9003.19 100 900		眼鏡のフレーム及びその部分品 - フレーム (省略) - - その他の材料製のもの - - - 卑金属製のもの - - - その他のもの (省略)	NO NO		

2005年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
90.06 9006.30	000	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。） (省略) <u>- 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ</u> (削除) (削除) (省略)	NO	KG	90.06 9006.30	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。） (省略) <u>- 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ</u> <u>- - 医学的検診用のもの</u> <u>- - その他のもの</u> (省略)	NO	KG	

2005年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
90.13 9013.10 000	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。） - 武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第 16 部の機器の部分品として設計した望遠鏡 （削 徐） （削 徐） （省 略）	NO	KG	90.13 9013.10 100 900	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。） - 武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第 16 部の機器の部分品として設計した望遠鏡 - - 望遠照準器 - - その他のもの （省 略）	NO	KG		